平成２２年（フ）第１２０４号
広島市安佐南区沼田町大字伴9022番地
債務者　有限会社西日本緑化建設
代表者代表取締役　的場　博之
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５６８号
愛知県安城市新明町３番地４
債務者　杉浦　利男
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　破産債権の届出期間　平成22年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年12月20日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
宮崎県都城市蓑原町2357番地７
債務者　石神　徳市
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年11月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５１１号
名古屋市守山区幸心３丁目702番地
債務者　池田　立夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　千尋
4　破産債権の届出期間　平成22年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７０号
群馬県高崎市八千代町３丁目３番16号
債務者　金光　信之
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字ヰノ割16番地３　ニューシティ蟹江五番館209号
債務者　加藤　洋治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北口　雅章
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２４８号
福島市宮下町16番16号
債務者　大橋孝三郎
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳喜
4　破産債権の届出期間　平成22年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
福島県伊達郡川俣町大字東福沢字兎田102番地の２
債務者　齋藤　久雄
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　晴隆
4　破産債権の届出期間　平成22年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６３３０号
大阪市東成区玉津１丁目９番27―404号
債務者　小林　光子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　破産債権の届出期間　平成22年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目４番16号
債務者　有本　貴子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
4　破産債権の届出期間　平成22年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月９日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４６号
茨城県水戸市鯉淵町3457番地
債務者　奥ノ谷庄造
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　学
4　破産債権の届出期間　平成22年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２１号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目７番12―203号
債務者　石田　敏秋
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　陽介
4　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月25日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４１号
札幌市手稲区前田１条10丁目３番55―102号
債務者　福田　孝吉
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　破産債権の届出期間　平成22年10月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２９号
長崎県長崎市小峰町４番１―201号
債務者　千代田　潤
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　破産債権の届出期間　平成22年10月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係